

市営駐車場の利用者募集

問 財政課 ☎(55)7132

▼募集場所

- 藤浪駅前駐車場 募集台数 1台
- 所在 諏訪町中札26番1ほか
- 使用料 1台1か月6千円
- 利用開始日 10月1日(月)
- ※利用許可期間は最長5年

▼申し込み

9月5日(水)～18日(火) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)に車検証の写し、認印を持参し、財政課で申請書を記入

▼抽選

9月21日(金)午後6時30分 市役所南館

※抽選には、申込者または代理人が必ず出席してください。

▼使用料の納付方法

年2回、納付書で前納してください。途中で解約する場合は、還付請求ができません。

秋の全国交通安全運動

9月21日(金)～30日(日)

ストップ・ザ・交通事故  
～高めようモラル 守ろうルール～

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 歩行者・自転車の交通事故防止
- 交差点事故の防止
- 飲酒運転の根絶
- すべての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を徹底

問 防災安全課 ☎(55)7130

くらし

平成30年住宅・土地統計調査にご回答ください

問 経営企画課 ☎(55)7133

総務省統計局では、平成30年10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査をお願いする世帯には、9月下旬ごろから調査員が伺い、調査書類をお配りします。インターネットで回答することも可能ですので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

有害鳥獣駆除を実施します

問 産業振興課 ☎(55)7128

鳥獣による農作物への被害を減らすため、市内全域で鳥獣駆除を実施します。

駆除は、猟友会の有資格者が銃器(散弾銃・空気銃)を使用していきます。細心の注意を払い安全確保に努めますので、ご理解ください。

▼実施日時

10月の毎週火曜日

▼実施場所

市内全域

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問 環境課 ☎(55)7114

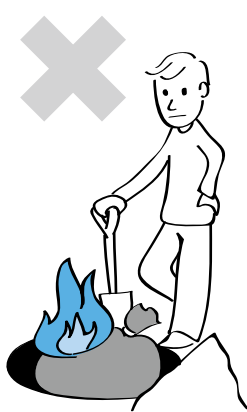
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為

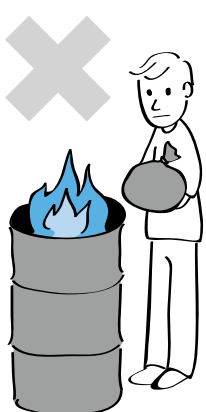
ごみをそのまま積み上げて燃やす



穴を掘って燃やす



ブロック積み炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす



※違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却
- ・(ごんど)焼きなどの地域行事における焼却(ごんど)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却
- ・(害虫駆除のための稲わら焼却など)
- ・(「廃び」ニールなどの焼却は不可)
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量な周辺地域の生活環境に著しい影響を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることも考えられます。

例外行為であっても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。